

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県各務原市

自治体名：岐阜県各務原市

担当課名：学校教育課

電話番号：058-383-1118

1.自治体の基本情報

基本情報

面積	87.81km ²
人口	141,104人
公立中学校数	8校
公立中学校生徒数	3,786人
部活動数	95部活
地域クラブ活動数	64クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済み
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

本市には8校の中学校があり、生徒数3,786人で95部活動（運動部）が活動している。種目によっては、競技志向の強い生徒はクラブチームに加入し、学校部活動に入らない状況もある。

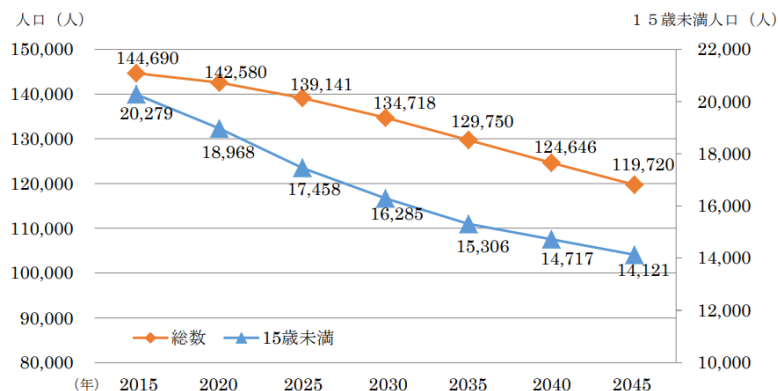
本市では、休日活動の展開先を、保護者会が実施主体となるものと、スポーツ協会の種目団体が実施主体となるものとし、その活動団体を「ジュニアクラブ」と呼称している。令和8年4月までに、すべての部活動がジュニアクラブに展開することを目指している。

協会ジュニアクラブは、ホッケー、柔道、水泳、サッカー、剣道が展開先となり活動をしている。部活動設置校はもとより、希望すれば部活動がない学校の生徒でも参加できる体制が整っている。

保護者会ジュニアクラブは、活動時間や活動場所等部活動顧問と連携を図りながら計画を立て、社会人指導者が指導にあたっている。今後、保護者会ジュニアクラブでクラブ員数が減少し、活動が成り立たなくなった場合においても、希望をする生徒が活動できる体制を構築していく必要がある。

スポーツ協会ジュニアクラブは、平日の活動を実施できているクラブもあるが、活動場所の関係で放課後の全員が揃っての活動が難しいクラブもある。

【各務原市の総人口と15歳未満人口の推移】



出典：各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（令和2年6月）

市内中学校設置部活動数

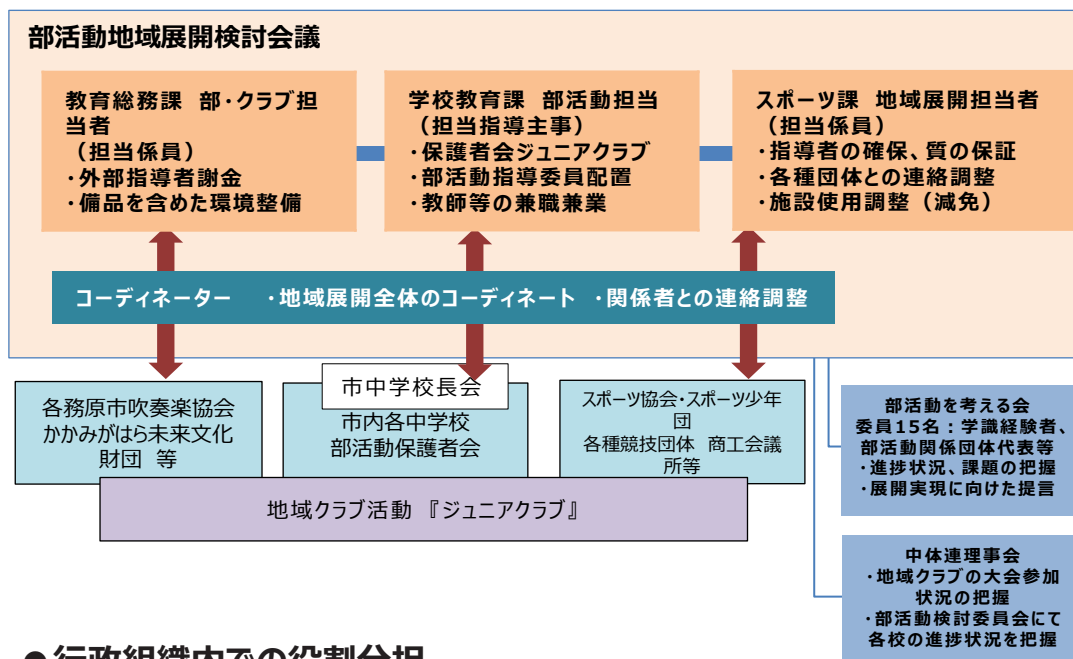
中学校	部活動数
那加中	13
桜丘中	9
稲羽中	10
川島中	8
鵜沼中	12
緑陽中	9
蘇原中	17
中央中	17

出典：各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

運営体制・役割

●運営体制図（市区町村における推進体制図）



●行政組織内での役割分担

◎教育委員会（学校教育課、スポーツ課、教育総務課）

- ・部活動地域展開コーディネーター：スポーツ課や教育総務課と連携し、学校部活動の地域展開に向けた関係機関（学校、スポーツ協会、地域）等との連絡調整や実態調査、各種協議会への参加を行い、地域展開を進める。
- ・学校教育課：地域クラブ展開の認定及び総括、学校と各協会ジュニアクラブの連絡調整。
- ・スポーツ課：スポーツ協会ジュニアクラブとの連絡調整、指導者謝金補助の事務手続き。
市内体育施設に関する調整とジュニアクラブへの支援。
- ・教育総務課：保護者会ジュニアクラブに関する指導者謝金の事務手続き。

◎首長部局（財政課、会計課）

- ・指導者謝金補助に關しての予算、予算執行

年間の事業スケジュール

令和7年4月	検討会議（各課担当者打合せ）
令和7年5月	中学校長会、中体連理事会
令和7年6月	第1回部活動を考える会
令和7年7月	中学校長会：文化部活動について
令和7年7月	バレー協会との連絡調整
令和7年9月	中学校長会（文化部活動の休日校舎利用について調整）
令和7年10月	保護者会ジュニアクラブの新規登録手続き
令和7年11月	部活動検討委員会 第2回部活動を考える会
令和7年12月	入学者説明会（地域展開説明）
令和8年1月	市スポーツ協会（地域展開検討）
令和8年2月	第3回部活動を考える会
令和8年3月	中学校長会（次年度に向けて）

2.実証内容と成果

ジュニアクラブの活動実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		63クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域展開した形の地域クラブ活動数（及び展開された部活動数）		64クラブ（64部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	127人	全体の運営スタッフ数	190人

②各クラブに関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数 (平日・休日)	実施時間帯	参加者 (学年別)	実施期間	指導者数	運営スタッフ数 (他クラブと兼務)	会費	大会参加方法
サッカー協会 ジュニアクラブ	スポーツ協会	サッカー	・平日 3回 ・休日 1回	【平日】 17:00～18:00 【休日】 9:00～12:00	1年：44人 2年：35人 3年：24人	年間	18人	21人	5,000円 /月額	地域クラブ
ホッケー協会 ジュニアクラブ	スポーツ協会	ホッケー	・平日 3回 ・休日 1回	【平日】 17:00～18:00 【休日】 9:00～12:00	1年：10人 2年：19人 3年：4人	年間	8人	10人	2,000円 /月額	地域クラブ
A中学校女子 バレーボール ジュニアクラブ	保護者会	バレーボール	・休日 1回	9:00～12:00	1年：8人 2年：2人 3年：5人	年間	2人	3人	1,500円 /月額	【中体連】 部活動 【その他大会】 地域クラブ

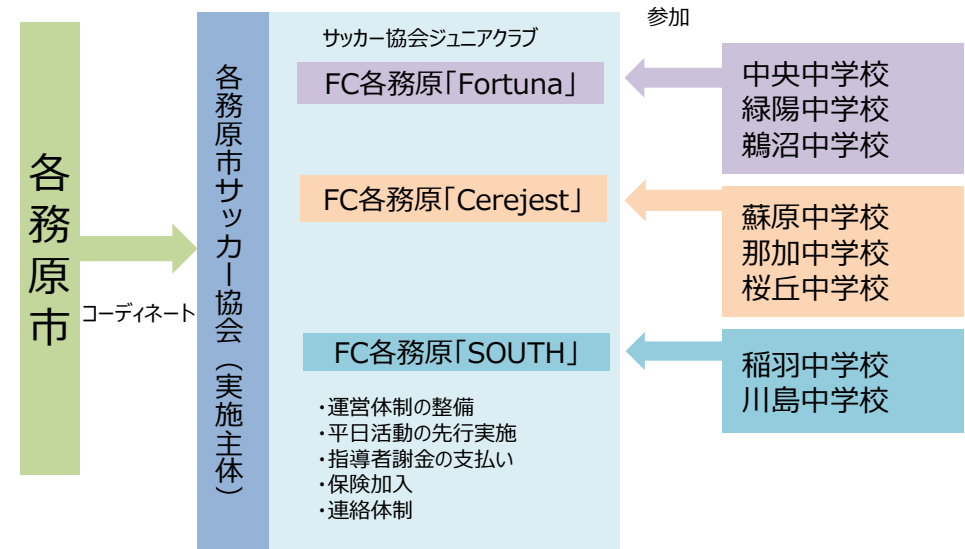
2.実証内容と成果

主な取組例 （サッカー協会ジュニアクラブ）

●サッカー協会ジュニアクラブ 活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	サッカー
運営団体名	各務原市サッカー協会
活動日数	平日3日、休日1日を基本
指導者の主な属性	社会人18名、教員8名
活動場所	部活動が設置されている学校
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
1人あたりの参加会費等（月額）	5,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり：1,850円/年

●運営体制図（地域クラブ活動を実施する際の運営体制図）



●サッカー協会ジュニアクラブ運営スタッフ

●代表・副代表 1・2名

役割：代表はクラブを代表し、会務を整理し、役員会及び総会の議長となる

●指導者代表・保護者代表 3・3名

役割：各チームで本クラブの事業を執行する

●事務局長 1名

役割：運営・連絡等事務の一切を処理する

●会計 1名

役割：会計事務の一切を処理する

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 本市が策定した「学校部活動の段階的な地域移行（展開）へのビジョン」に基づき、部活動のジュニアクラブ化が円滑に進むよう支援を行う。
- 市内の中学生を対象に活動する種目団体の拡大を図るとともに、ジュニアクラブで指導にあたる教員の兼職・兼業参加に向けた体制整備を進める。
- 協会ジュニアクラブの発足に向けて、協会担当者と随時連絡を取りながら、中学校長会での説明、保護者説明会・総会への参加、部活動顧問による兼職・兼業届に関する相談対応等を行い、クラブ発足に支障が生じないよう働きかける。

取組の成果

- 保護者会ジュニアクラブが円滑に活動できるよう、社会人指導者、部活動顧問、保護者会との連携を強化することができた。
- スポーツ協会ジュニアクラブでは、協会内で指導体制を整備し、発足前に保護者説明会を実施することで、関係者の理解と賛同を得たうえで活動を開始することができた。
- ホッケー協会及びサッカー協会のジュニアクラブでは、平日夕方からの地域クラブ活動を実施している。指導者謝金の支給等も含め、平日の地域展開のモデルとなるよう取組を進めている。
- スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、年度末には新入生（小学6年生）を対象とした見学会を開催している。

今後の取組における課題

- 地域クラブへの地域展開について、学校やスポーツ協会と連携し、保護者等への理解啓発を進めた結果、地域展開したジュニアクラブが増加した。一方で、指導者の確保が困難であることから、ジュニアクラブとして立ち上げができていない部活動も存在する。

令和8年1月31日現在

■地域展開クラブ数

運動系		95部活	
地域展開「ジュニアクラブ」		部活動指導員 による指導	未展開 ※部活動で活動
保護者会	スポーツ協会		
46	18	23	8
89%			

※令和7年度、部活動指導員配置校は地域展開を行わない。

※89%：部活動指導員配置校除く

※部活動指導員→R8地域クラブ指導者として継続依頼

課題への対応方針

- 保護者会ジュニアクラブにおいて、生徒数の減少に対応するため、合同保護者会ジュニアクラブの制度について検討する。
- スポーツ協会ジュニアクラブの活動を充実させるため、関係各課、中学校長会、中学校体育連盟との連携を強化する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

- ・今年度の保護者会ジュニアクラブの活動状況を中学校長会に示し、休日の地域活動がより定着するよう、理解の促進に向けて働きかけた。
- ・スポーツ協会ジュニアクラブの発足に向けて、協会内の担当者と緊密に連携し、スポーツ課や中学校長会との調整役として取組を進めた。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

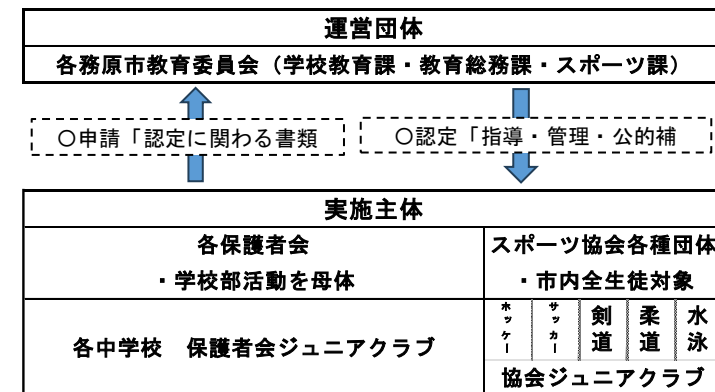
- ・運営団体（教育委員会：教育総務課・学校教育課・スポーツ課）との連携及び役割分担を明確にした。
- ・運営団体（教育委員会）と学校・実施主体との連絡方法を確立した。
- ・ジュニアクラブ活動指針に、円滑な運営に関する留意事項を盛り込み、運用した。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

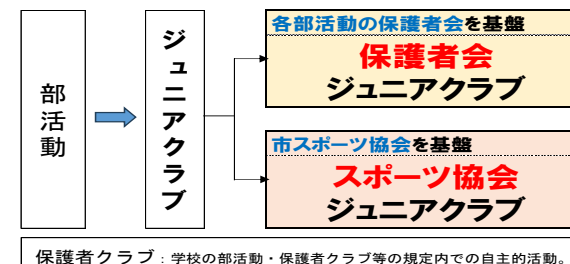
- ・月間活動実施報告書の提出を通して、国及び県のガイドライン及びジュニアクラブ活動指針の遵守を徹底した。
- ・運営団体（教育委員会）において、生徒の安全・安心な活動を確保するための指導者手引きを作成し、活用した。
- ・スポーツ安全保険（個人賠償責任保険を含む）への加入を徹底した。

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

- ・生徒指導上の問題行動等に関する生徒・保護者・指導者からの相談体制を整備し、指導支援における連携を図った。
- ・緊急時における運営団体（教育委員会）及び校長への連絡体制を構築した。



■学校部活動の地域展開



出典：各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- ・ スポーツ協会ジュニアクラブの指導者については、各種講習を受講して取得できる指導者資格（県教育委員会発行のライセンスを含む）を保有することを条件とした。
- ・ また、保護者会ジュニアクラブの指導者についても、今年度中に全指導者が資格を取得できるよう、体制整備を進める。

取組の成果

- ・ 指導者 127名を確保した。
- ・ ジュニアクラブには、資格は保有していないものの、長年にわたり部活動の指導に携わってきた指導者が継続して指導を担っている場合が多い。引き続き、指導者資格の取得を推奨していく必要がある。
- ・ ジュニアクラブ指導者に対しては、各中学校社会人指導者会が開催され、生徒指導上の留意事項や、体罰・ハラスメントの禁止事項について徹底している。
- ・ 令和8年度に向けて、市独自の指導者人材バンクの設立を進めている。令和7年12月には、小学校教員に対して案内を行った。

今後の取組における課題

- ・ 令和8年度から全ての部活動における休日活動の地域展開を目指しているが、社会人指導者が配置されていない部活動もあり、地域展開先となるジュニアクラブを立ち上げるためには、指導者の確保が必要である。
- ・ 指導者資格を保有せず指導に携わっている社会人指導者も一定数いることから、安心・安全なジュニアクラブ活動を確保するため、研修会への積極的な参加を促す必要がある。

課題への対応方針

- ・ 市広報等を通じて市独自の人材バンクを周知し、その活用を図る。
- ・ 各中学校が実施する年間2回の指導者研修会の充実を図る。
- ・ 運営団体（教育委員会）が作成した指導者要領や研修資料を周知し、活用を促す。
- ・ 各種研修会の情報提供を行い、参加を推奨する。

【活用参考資料一覧（一部紹介）】

- ケーススタディから考えるグッドコーチング
～グッドプレーヤーのさらなる育成をめざして～（JSPO日本スポーツ協会）
- 「熱中症警戒アラート」（環境省）
- 「パワーハラスメントの定義について」（厚生労働省）

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組

取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

- ・市独自の人材バンクを創設した。（右図）
- ・学校教育課より直接、小学校教員や退職校長会に対して指導者募集を周知する。
- ・市民や大学生、市職員等へ市の広報を通じて募集する予定である。

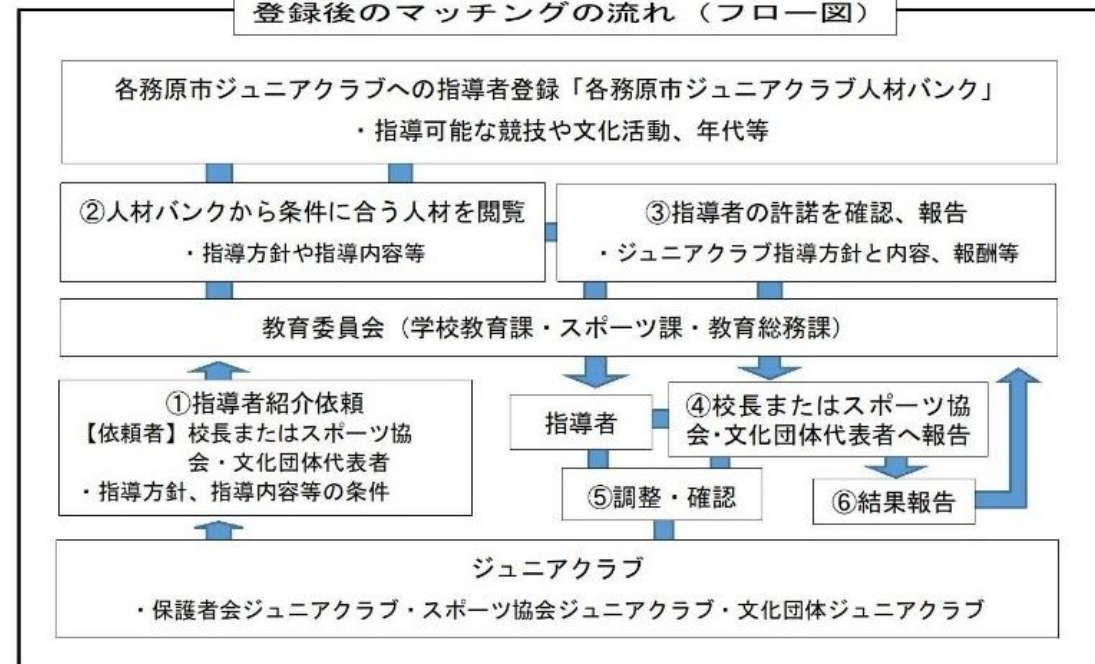
指導者研修の内容

- ・効果的な練習方法と休養、コンプライアンスの重要性、体罰やハラスメントの根絶、自然災害への対応等、生徒の安全・安心な活動に関する内容を行った。

指導者研修受講者の声

- ・当たり前知っているものと思い込んでいたことが、再確認できた。
- ・新たに気付かされたりする部分があり、改めて重要性を認識することができた。
- ・保護者や生徒とのコミュニケーションを密にすることで、見えにくい課題を吸い上げ、指導につなげていきたい。
- ・今後も最新の情報提供をお願いしたい。

登録後のマッチングの流れ（フロー図）



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

指導者の資格取得促進に向けた取組

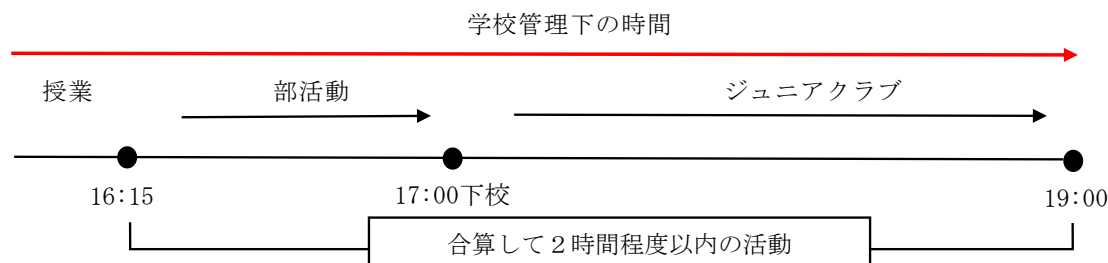
- 各スポーツ協会による資格取得にかかる費用の半額補助を行っている。 - 各スポーツ協会会長よりスポーツ協会会長が集まる会議において、資格取得を周知した。 - 保護者会ジュニアクラブ指導者に対しては、資格取得のための研修会の周知と積極的な参加の呼びかけを行った。	【ジュニアクラブ別指導者数（有資格）】 - 保護者会ジュニアクラブ 83（32） - スポーツ協会ジュニアクラブ 44（35） - うち教員（兼職兼業） 14	【種目別ジュニアクラブ指導者数（有資格）】 - 野球 12（0） - バドミントン 8（2） - バレーボール 7（5） - 水泳 5（1） - サッカー 18（17） - ホッケー 8（4） - 柔道 3（3） - バスケットボール 17（11） - ソフトテニス 14（11） - 卓球 7（0） - ハンドボール 11（3） - 陸上 6（0） - 剣道 10（10） - バトントワリング 1（0）
	【資格の種類】 - 種目協会認定指導員（バスケットボール、サッカー、ハンドボール、剣道） - 日本スポーツ協会認定指導員	

平日・休日の一貫指導に関する取組

- サッカー協会ジュニアクラブにおいて、平日の活動についても指導者を割り振り、受益者負担で指導者への謝金が支払われた。
- ジュニアクラブも平日の放課後に学校施設を優先利用できるように調整することで、まずは活動場所を確保することができた。また、各ジュニアクラブ代表者と学校が生徒情報を共有する等、連携することで、平日、休日に関わらず一貫した指導を行うことができるようにしている。

■平日と休日の一貫指導における手立て「施設調整」

- 部活動、ジュニアクラブの平日の活動時間は、学校管理下である19時までの2時間とする。
- 様々な活動形態にて活動する場合、合算して長くとも2時間程度以内とする。



2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- ・ 中学校長会において、本市の部活動地域展開の取組状況及び今後の見通し等について説明を行った。
- ・ 市立小中学校PTA代表、市スポーツ協会代表、学識経験者等で構成される「部活動を考える会」を、昨年度に引き続き実施した。
- ・ 市スポーツ協会において、部活動の地域展開に関する勉強会を開催し、本市の地域展開の状況を説明するとともに、協力体制の構築を図った。

取組の成果

- ・ 毎月の中学校長会において、部活動の地域展開の進捗状況や課題、各校で取組む事項について説明した。特に、令和8年度からの休日部活動の完全地域展開を見据え、各学校におけるジュニアクラブ立ち上げの課題を共有した。
- ・ 「部活動を考える会」においては、市が抱える課題を共有し、今後の見通しについて意見交換を行った。
- ・ 市スポーツ協会が開催した部活動の地域展開に関する勉強会において、本市のビジョン、スポーツ協会ジュニアクラブの地域展開の進捗状況、発足に向けた取組事例を説明した。あわせて、地域展開が学校とスポーツ協会の連携によって成り立つことを共有し、来年度への協力体制づくりにつなげることができた。
- ・ 市内全ての中学校において、令和8年度入学説明会に参加し、部活動の地域展開の概要及び本市におけるジュニアクラブ活動について周知した。

今後の取組における課題

- ・ ジュニアクラブ立ち上げの際、これまで顧問が担っていた事務作業の引継ぎが円滑に行われるようにする必要がある。
- ・ スポーツ協会ジュニアクラブを立ち上げる際、複数チーム制とする場合の学校区割りについて、各中学校の保護者会との事前相談と保護者の理解が必要である。

課題への対応方針

- ・ 保護者会ジュニアクラブからスポーツ協会ジュニアクラブへの移行を進めるため、スポーツ協会と学校が協議・連携する場を設ける。
- ・ 各中学校における部員数減少に対応するため、学校が中心となって保護者会ジュニアクラブ間の連携を図る必要がある。

関係団体等との連携に関するスポーツ推進委員の取組

【部活動を考える会】

参加者：学識経験者、PTA連合会、スポーツ協会、学校部活動顧問、教育委員会事務局

○意見交換の内容

・ 部活動における合同チームの運営や顧問に関する課題を整理するとともに、種目協会と学校との連携の在り方について協議を行った。また、学校単位にとどまらず、市全体で幅広い世代のスポーツ環境を考えていく必要があるとの共通認識を得た。

【スポーツ協会 部活動地域展開勉強会】

参加者：各スポーツ協会会長、市議会議員、市中体連会長

○意見交換の内容

・ 協会と学校（学校教育課）との連携の在り方をはじめ、施設使用条件の整備、大会運営や教員の参加・兼職兼業の取扱い、さらにスポーツ少年団指導者の参画について整理・検討を行った。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 エ：面的・広域的な取組

取組事項

- 保護者会ジュニアクラブでは、今後、部員数が減少した際に十分な対応ができないことが予想される。このため、部活動コーディネーターが中学校長会に課題を提起しつつ、合同ジュニアクラブの立ち上げ等具体的な手立てについて助言を行い、協会ジュニアクラブへの展開が円滑に進むよう支援する。

取組の成果

- 男子バレーボールクラブにおいては、令和8年度よりスポーツ協会ジュニアクラブでの地域クラブ活動を進めている。
- 女子バレーボールクラブにおいては、スポーツ協会ジュニアクラブでの地域クラブ活動について検討を進めている。
- バスケットボールクラブにおいては、バスケットボール協会による指導者派遣を活用し、保護者会ジュニアクラブの活動を支援する体制を検討している。

今後の取組における課題

- 保護者会ジュニアクラブで地域クラブ活動が成立しない場合には、合同保護者会ジュニアクラブへの移行に向けた調整を行う必要がある。
- 同様に、地域クラブ活動が成立しない場合には、スポーツ協会ジュニアクラブへの展開を進める必要がある。

課題への対応方針

- 中学校長会において、保護者会ジュニアクラブの参加人数を共有し、合同チームの設立を含めた今後の方向性について共通理解を図る。
- スポーツ協会の各種目団体と意見交換を行い、代表者や指導者等の運営体制が整っている種目から、スポーツ協会ジュニアクラブへ展開を進める。

市区町村等を越えた取組

- 対象とするクラブ：スポーツ協会ジュニアクラブ（ホッケー、サッカー、剣道、柔道、水泳）
- 本市におけるジュニアクラブの構成員は、市内中学校に在籍する中学生を対象とすることを原則としているが、近隣の市町を対象区域として定める等個別に対応することを考えている。
（例）近隣の市町の小学校児童が各務原市のスポーツ少年団等で継続して活動しており、進学先中学校に部活動がない場合等。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 オ：内容の充実

取組事項

- スポーツ協会ジュニアクラブは、発足後もさまざまな課題が生じることが想定される。保護者会ジュニアクラブと同様に、課題に迅速に対応し、ジュニアクラブの活動が滞りなく行われるよう支援することが重要である。

取組の成果

- 市スポーツ課からスポーツ協会各種目団体の情報提供を受け、各団体におけるジュニアクラブ創設の見通しを把握することができた。
- スポーツ協会の地域展開勉強会において、部活動コーディネーターが本市の地域展開の進捗状況や学校との協力体制について説明した。
- 同勉強会における各スポーツ協会種目団体の意見を踏まえ、スポーツ協会ジュニアクラブの運営体制や、中学生を対象とする各種目の大会運営の在り方について検討を進めることができた。

今後の取組における課題

- スポーツ協会各種目団体のジュニアクラブ化にあたり、代表者や指導者等の運営体制が十分に整っていない種目団体への支援の在り方について検討が必要である。

課題への対応方針

- ジュニアクラブ運営をはじめ、指導方法や大会運営等、スポーツ協会各種目団体同士の情報交流の方法や場の設定等を検討したい。

協会ジュニアクラブの受け入れ体制

種目	ホッケー	柔道	水泳	サッカー	剣道
対象	部活動あり ・那加・稲羽・蘇原・中央 部活動なし ・桜丘・川島・鶴沼・緑陽	・稲羽・蘇原 ・那加・桜丘・川島・鶴沼・緑陽・中央	・蘇原・中央 ・那加・桜丘・稲羽・川島・鶴沼・緑陽	・稲羽・川島・鶴沼・蘇原・中央 ・那加・桜丘・緑陽	・那加・鶴沼・緑陽・蘇原・中央 ・桜丘・稲羽・川島
活動ブロック	一斉	一斉	一斉	■Aブロック ・那加・桜丘・蘇原 ■Bブロック ・稲羽・川島 ■Cブロック ・中央・鶴沼・緑陽	■Aブロック ・那加・桜丘・稲羽・川島 ■Bブロック ・緑陽・鶴沼 ■Cブロック ・蘇原・中央
活動場所	川崎重工ホッケースタジアム	稲羽中武道場	アクトス、市民プール	■Aブロック ・蘇原中 ■Bブロック ・稲羽中 ■Cブロック ・中央中・鶴沼中	■Aブロック ・那加中 ■Bブロック ・緑陽中・鶴沼中 ■Cブロック ・蘇原中・中央中
中体連大会	協会	協会	学校	協会	協会

出典：各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

取組事項

- 保護者会ジュニアクラブ及びスポーツ協会ジュニアクラブにおいて、個人負担の大きな要素となっている指導者への謝金や、活動場所となる公共施設の使用料について、支援する体制を構築した。

取組の成果

- 本市による指導者謝金の補助については、1つのジュニアクラブにつき「1,000円／時間、上限210時間」を基本として予算を計上した。
- 指導者が複数いるクラブや、平日にも地域クラブ活動を行うクラブでは、補助の上限を超えるため、不足分を受益者負担として参加費から指導者謝金を支払っている。

今後の取組における課題

- 今後、各ジュニアクラブにおいて所属生徒数が減少することが想定され、必然的に一人当たりの活動費が増額する可能性がある。
- 複数の指導者を必要とする種目では、指導者謝金補助の上限（210時間）を超えることで、保護者負担が増加する可能性がある。

課題への対応方針

- 指導者謝金については、公費負担と受益者負担のバランスを検証し、持続可能な運営方法を検討する。
- 参加生徒が減少したジュニアクラブにおいては、隣接学校区との合併等、過度な負担とならない地域クラブ編成となるよう調整を行う。

■学校施設使用料 ※19時まで無料

開放施設	使用区分	施設使用料	夜間照明使用料	空調使用料
屋外運動場	1 時間	無料	2, 200円	—
体育館	全面	500円	—	2, 000円
	半面	250円	—	1, 000円
格技場	全面	500円	—	—
テニスコート1面	那加中	1 時間 無料	800円	—
	川島中	1 時間 無料	500円	—

■主な市施設使用料 ※減免

開放施設	使用区分	施設使用料	夜間照明使用料
スポーツ広場テニスコート	高校生以下	1 面 1 時間 250円	500円
勤労者相互グラウンド	高校生以下	1 時間 400円	2, 200円
陸上競技場	専用	1 時間 2, 000円	—
		午前 5, 000円	—
	団体	午後 6, 000円	—
サッカー場	1 面	1 時間 1, 000円	—
地区体育館	高校生以下	1 時間 500円	—
総合体育館	全面	9時～11時 4, 000円	※19時までと同額
		19時から22時 6, 000円	—
	1/4面	9時～11時 1, 200円	※19時までと同額
		19時から22時 1, 800円	—

出典:各務原市教育委員会スポーツ課

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

収支バランス

- 本市からの指導者謝金の補助は、1つのジュニアクラブに対して、1,000円/時間、上限210時間を基本として予算を計上した。
- ※算出方法：休日50日×3時間、大会10日×6時間
- 参加生徒、指導者の保険料や会場使用料については受益者負担としている。
- 指導者謝金の補助は休日のみを想定しており、上記210時間を超えた分や、平日活動にかかる指導者謝金は受益者負担とした。

持続可能な運営に必要な受益者負担額の試算

■受益者負担

- ジュニアクラブ保険料（生徒、指導者）
- 協会登録費、大会参加費、用具代等
- 平日活動の指導者謝金
（一部スポーツ協会ジュニアクラブのみ）

■ランニングコスト

- 指導者謝金（14,850千円）
- 事務局人件費（4,284千円）

●収入

項目	費用	割合
公費	19,138,799	50%
各種団体 クラブ費 （受益者負担）	18,794,030	50%
合計	37,932,829	—

●支出

項目	費用	割合
地域クラブ活動費	33,644,030	89%
諸謝金 （指導者）	14,850,000	44%
各クラブ活動費 （保険料含む）	18,794,030	56%
事務局運営費	4,288,799	11%
人件費	4,283,799	99%
消耗品費	5,000	1%
合計	37,932,829	—

受益者負担について

公的補助と受益者負担のバランスを調整

○市による公的補助

○受益者負担

令和7年度の支援

施設等の支援

・学校施設の優先利用と
使用料免除
・市施設の減免

指導者謝金の支援

1時間1,000円、210時間
210,000円を上限に補助。

令和8年度以降国や県の動向による検討

生徒が安心して、楽しめる活動体制

出典：各務原市教育委員会学校教育課

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

取組事項

- 学校施設を使用する際は、活動時間や場所の調整を顧問が中心となって行っている。今後、平日の地域展開が進んだ場合でも連絡調整を担う顧問の配置が必要であることを、校長会において共通理解する。
- 学校（顧問等）による学校施設利用の調整を進める。
- 休日及び平日（19時まで）の学校施設や学校備品等について、優先利用と無料化（グラウンド夜間照明及び体育館空調利用を含む）を行う。

取組の成果

- ジュニアクラブの活動時間や活動場所の調整に加え、指導内容についても、部活動の顧問とジュニアクラブの指導者が連携を図りながら、互いに情報を共有し、統一した方針で指導にあたっている。
- ホッケー協会ジュニアクラブは、優先的に専用スタジアムを使用して練習を行うことができ、競技力の向上につなげることができた。

今後の取組における課題

- 平日は学校部活動で活動し、休日はジュニアクラブで活動する状況が当面続くと考えられるため、学校施設の利用調整は学校が主体となって行う必要がある。
- 平日の活動については基本的に学校施設を利用しているが、今後、学校単位での活動が難しくなる場合に備え、活動拠点及びその調整方法について検討を進める必要がある。
- 学校優先時間以外（一般開放時間帯）の施設利用については、関係機関との連携が必要である。

課題への対応方針

- ジュニアクラブの活動時間を19時までと定義しているが、今後、平日の地域展開が進み、ジュニアクラブとして19時以降の活動を希望する場合には、ナイター使用料等、市としての施設利用に関するルールを定めていく必要がある。
- 学校施設の利用調整は学校が主体となって行う必要があることから、指導内容を含め、これまで以上に顧問とジュニアクラブ指導者の連携を図る必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

学校施設利用上の負担軽減に向けた取組

- ・ ジュニアクラブは、優先して学校施設を利用することができている。活動時間や場所については、他団体との重複を避けるため、ジュニアクラブ指導者と部活動顧問が調整しながら決定している。
- ・ ホッケー協会ジュニアクラブは、専用スタジアムで練習を行っており、スポーツ課から減免措置が講じられている。その他のジュニアクラブが公共施設を利用する際は、優先利用はできないものの、使用料については減免を行っている。

用具使用・管理等における取組

- ・ 学校管理課の管理時間帯においては、グラウンド夜間照明及び体育館空調の使用に係る負担を軽減している。
- ・ 学校備品の活用や確保等については、部活動を基準としているため、部活動のルールに則って活用する。

学校施設利用の調整について（活動計画）

日	曜	行事	活動時間	活動場所	活動内容	指導者	備考
19	金						
20	土		9:00～11:00	体育館	練習	*	保護者クラブ
21	日		8:00～14:00	総合体育館	◎◎大会	*	ジュニアクラブ
22	月						

※A中学校B部の活動計画表の記載例

【施設設備の利用に関する規則 ※一部抜粋】

- ・ 利用者は、学校の施設設備を变形し、または変質させ、またはき損し、若しくは亡失してはならない。万一直接たると間接たるとを問わずこの利用が原因として学校の施設設備が変形、変質、き損若しくは亡失した場合は、利用者は、現状に復するか、または損害の賠償をしなければならない。
- ・ 利用者は、学校の施設設備に特別の設備を架設し、若しくは一時的な加工をして使用する場合にはあらかじめ許可者の承認を得ておかなければならない。利用者は、前項によって使用した後は、速やかに現状に復した上、許可者の確認を得なければならない。
- ・ 使用のための準備および使用後のあと片付けは、利用者がしなければならない。

2.実証内容と成果①

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

- ・ジュニアクラブへの展開状況は67%であり（部活動指導員配置部活動：運動部25%）、令和8年度からの休日部活動の地域展開に向け、すべての部活動において地域展開先となるスポーツ協会ジュニアクラブ及び保護者会ジュニアクラブを創設した。
- ・部活動指導員の配置は令和7年度までとし、令和8年度以降はジュニアクラブ指導員へ移行してもらうよう調整した。
- ・ジュニアクラブの活動時間を19時までと定義している。今後、平日の地域展開が進み、19時以降の活動を希望する場合には、ナイター使用料等、市としての施設利用に関するルールを定める必要がある。
- ・ジュニアクラブ指導者に対しては、各中学校で社会人指導者会を開催し、生徒指導上の配慮事項や体罰・ハラスメント等の禁止事項について徹底した。
- ・指導者謝金の補助については、1つのジュニアクラブにつき「1,000円／時間、上限210時間」を基本として予算を計上した。

●成果の評価

- ・各学校における部活動のジュニアクラブ化が円滑に進むよう支援したことで、整備が整った部活動から順次登録を進めることができた。これにより、令和8年度からの休日活動の地域クラブでの完全実施に向けた準備が整った。

学校部活動の地域展開「評価(5段階)」(令和7年11月)※一部抜粋

	評価項目	評価
1	生徒がスポーツや文化芸術活動に親しみながら健全な成長を具現する活動の場(居場所)となっているか	4.2
2	教職員の負担軽減となり、多くの生徒に目を向けられるゆとりにつながっているか	3.9

○ 評価者

- ・部活動を考える会委員※学校外部者有
- ・中学校長

○ 評価時期

- ・11月、2月の年2回

●今後に向けて

- ・平日は学校部活動、休日はジュニアクラブで活動する状況が当面続くと考えられるため、学校施設の利用調整は学校が主体となって行う。
- ・保護者会ジュニアクラブにおいては、生徒数の減少に対応するため、合同保護者会ジュニアクラブの制度を検討する。また、スポーツ協会ジュニアクラブの活動を充実させるため、関係各課、中学校長会、中学校体育連盟との連携を強化する。
- ・部活動に参加する中学生を対象とした大会運営については、部活動顧問（教員）が主体となっている種目もあることから、教員が関与しない大会運営の在り方について検討を進める。

2.実証内容と成果②

参考資料（活動写真）



【A中学校入学説明会】



【A中学校入学説明会】



【B中学校入学説明会】



【スポーツ協会 地域展開勉強会】

2.実証内容と成果

保護者会・協会ジュニアクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

地域展開先となる「保護者会ジュニアクラブ」は、社会人指導者の登録等体制が整った部活動から展開を行い、12月までに46部活動を認定し、活動を行っている。ホッケー、水泳、柔道、サッカー、剣道の5種目はスポーツ協会が主体となり、「スポーツ協会ジュニアクラブ」として、18部活動を含めた市内全ての中学生を対象に活動している。市の方針「令和8年度以降は休日活動の完全地域展開とする」ことを、未展開の31部活動の保護者会やスポーツ協会にも周知している。

4月から

新規保護者会
ジュニアクラブ
申請受付と承認

適時
スポーツ協会地域
移行担当者と
の面談

9月

中学校長会で
令和8年以降
の地域展開に
ついて説明

スポーツ協会
ジュニアクラブ
見学会について
調整

1月

令和8年市内中
学校の入学説明
会にて、地域展開
について説明

2月

中学校長会で保
護者会ジュニアク
ラブの活動実績
と課題を提示

●ステークホルダー

市教委（教育総務課、スポーツ課、学校教育課、コーディネーター）

部活動保護者会、スポーツ協会地域展開担当、中学校長会

●経過（令和7年度）

4月～ 保護者会ジュニアクラブ認定、活動方法についての
質問対応、活動内容について説明（随時）

7月 スポーツ協会ジュニアクラブ発足に向け、関係団体と打ち合わせ

7月～ 中学校長会と令和8年以降の地域展開に向けた調整

12月 スポーツ協会ジュニアクラブの新入生向け見学会の調整

1月 来年度入学の生徒・保護者に地域展開について説明
スポーツ協会において、地域展開の勉強会の実施

2月 中学校長会に令和8年以降の地域展開ロードマップ等の提案

●実施にあたって生じた課題

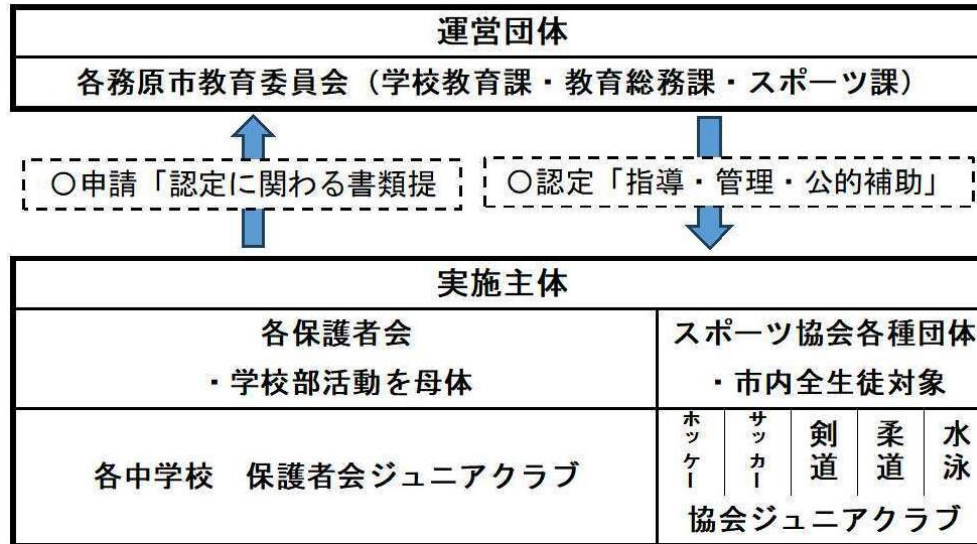
- ・ ジュニアクラブの施設の優先利用、減免等のルール作り
- ・ 社会人指導者の確保
- ・ ジュニアクラブの運営体制、教員の参加等、学校長の理解と協力
- ・ 指導者欠席時の保護者会ジュニアクラブ活動の実施
- ・ 平日のジュニアクラブ活動に伴う受益者負担について

●実施内容、工夫した点 等

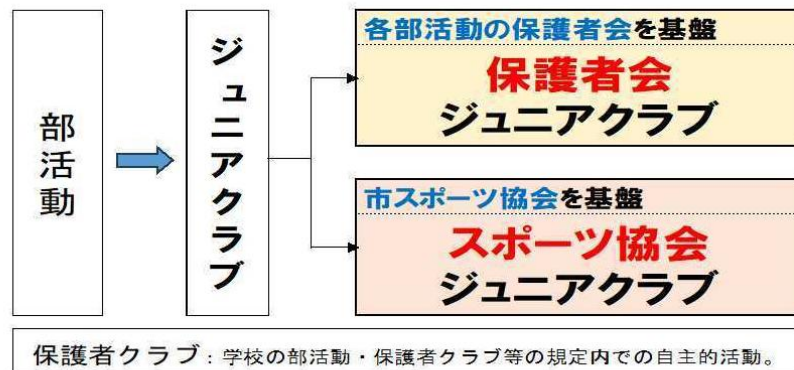
- ・ 生じた課題に対して必要に応じて関係課と協議し、中学校長会で経過報告を行い、中学校の理解を得ながらジュニアクラブの発足につなげた。
- ・ スポーツ協会ジュニアクラブの平日の活動は、今後の平日の地域展開の指標になる。
- ・ 充実した運営ができるよう助言した。
- ・ 保護者説明会、設立総会等に参加し、行政の支援について説明した。

3.今後の方向性

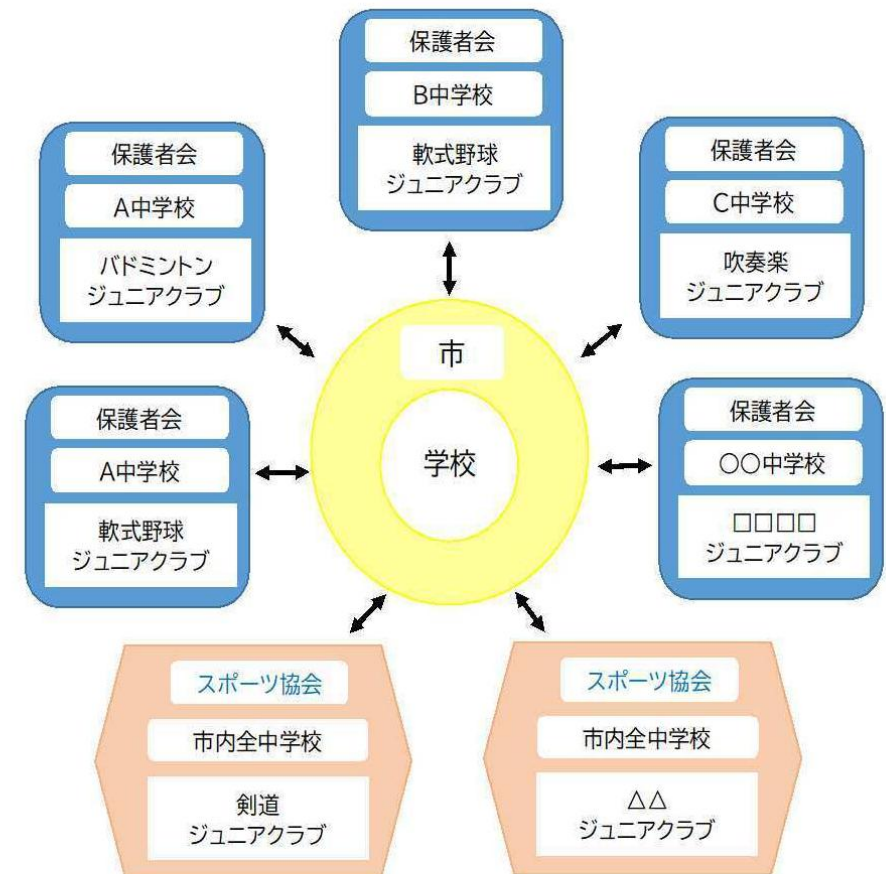
各務原市「地域展開の運営体制と自治体・ジュニアクラブ・学校の連携体制」



■学校部活動の地域展開



■連携体制



※スポーツ協会ジュニアクラブにおいて、生徒の参加対象地域は、中学校区単位とする。

3.今後の方向性

地域連携・地域移行の推進に向けた今後のロードマップ

各務原市 改革実行期間「令和8年度～令和10年度」のビジョン（案）

令和7年9月現在

【各務原市認定地域クラブ】 市が示した認定要件等に基づき、学校と地域との連携・協働によって、学校部活動の教育的意義を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動を行う市が認定した地域クラブとする。 ※保護者会、スポーツ協会、文化芸術団体等が実施主体となる。			改革実行期間「前期R 8 ～R10年度」 全部活動の休日の活動を地域展開する。 ・大会やコンクール等へジュニアクラブが母体となり出場する。 ※中体連大会・夏季吹奏楽コンクールを除く。 平日の部活動の地域展開をめざす。 ・平日の改革について、改革実行期間前期において活動のあり方や課題への対応策等を検証する。 謝金の公的・受益者負担のバランスを調整し、自走体制を整える。 ・生徒が安心して活動を続け、楽しめる活動体制を確立する。			改革実行期間「後期R11～R13年度」 生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する。
			令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
休日	地域クラブ	保護者会 ジュニアクラブ	保護者会ジュニアクラブ			中間評価
		スポーツ協会 ジュニアクラブ ※文化団体 ジュニアクラブ				
学校	部活動	実施しない。				
大会等の参加	中体連大会・夏季コンクールの参加母体		・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ	・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ ※一部競技全国大会廃止	・学校部活動 ・スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ	
	連盟等大会・コンクールの参加母体 ※除：中体連・夏季コンクール		・保護者会ジュニアクラブ ・スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ			
平日	学校	部活動	勤務時間内			
	地域クラブ	保護者会 ジュニアクラブ スポーツ協会 ジュニアクラブ ※文化団体 ジュニアクラブ	保護者会ジュニアクラブ スポーツ協会ジュニアクラブ ※文化団体ジュニアクラブ			
保護者クラブ		保護者クラブ※実施は各保護者会による				

※保護者クラブ：社会教育の一環として、県ガイドラインに則り、学校の部活動・保護者クラブ等の規定内での自主的活動。謝金を除く市補助の対象。

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

岐阜県可児市

自治体名：岐阜県可児市

担当課名：文化スポーツ課

電話番号：0574-62-1111

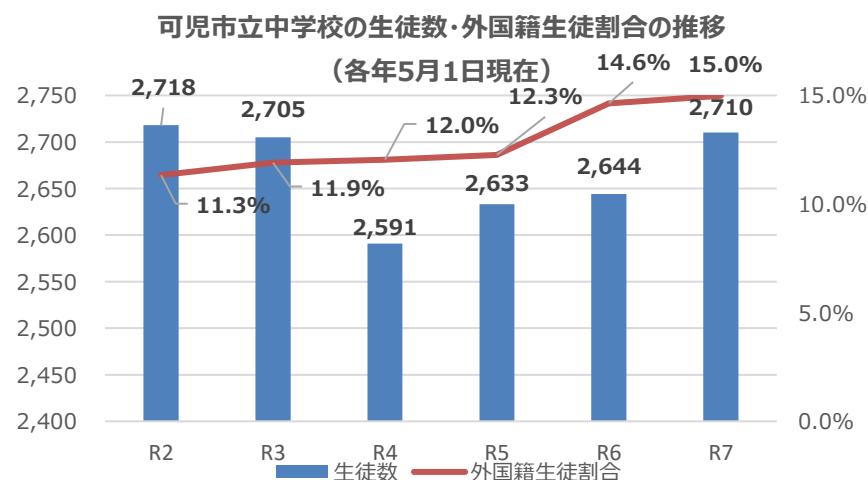
1.自治体の基本情報

基本情報

面積	87.57km ²
人口	99,376人
公立中学校数	5校
公立中学校生徒数	2,710人
部活動数 (運動部活動のみ)	54部活
地域クラブ活動数	49クラブ
市区町村の協議 会・検討会議等 の設置状況	設置済
市区町村の推進計 画・ガイドライン等 の策定状況	策定済

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

可児市では、休日部活動の地域展開に向けて、令和3年度に制度設計、令和4～5年度に保護者会と学校の協働による試行実施を行い、令和6～7年度には本格実施へと移行してきた。すべての部活動において、保護者と指導者による二者協議、学校・保護者・指導者による三者協議を重ね、意見の集約や課題整理を行いながら、持続可能な地域クラブ活動の確立を目指してきた。こうした取組の中で、「部活動自体が抱える課題」と「地域展開に伴う課題」という2つの大きな課題が明らかになった。まず、部活動自体の課題としては、加入人数の減少によりチーム存続が危ぶまれることへの不安、希望する部活動が存在しないこと、顧問が必ずしも競技経験者ではないこと等が挙げられる。一方、地域展開に関する課題としては、保護者会が受皿となる形では持続が難しいこと、指導者の確保が困難であること、保護者負担が増加すること等が明らかになった。また、地域展開はすべての部活動で同時に実施すべきだという要望も寄せられていた。これらの課題を踏まえ、可児市の部活動改革では、双方の課題を解決できる体制整備を進めながら、段階的に地域クラブへの展開を進めていく必要がある。



【可児市の特徴】

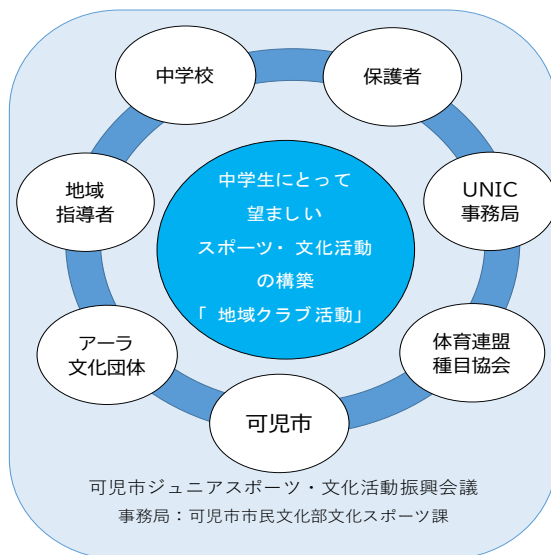
可児市は、外国籍市民が全人口の約9%を占め、市内5校の公立中学校においても、令和7年5月1日現在で15.0%（406人）が外国籍生徒となっている。

このため、部活動改革を進めるにあたっては、外国籍の生徒や保護者にもわかりやすい制度設計が求められる。

2.実証内容と成果

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



●行政組織内での役割分担

◎教育委員会

- ・ 教育総務課・・・学校環境の整備
- ・ 学校教育課・教育研究所・・・学校との調整・連携、兼職兼業事務
- ・ 学校・部活動顧問・・・学校施設の貸し出し、地域指導者との連携

◎市長部局

- ・ 文化スポーツ課・・・部活動改革・地域クラブ活動の主幹、スポーツ施設の貸し出し
- ・ 財政課・・・予算措置
- ・ 地域協働課・・・地区センターの貸し出し

年間の事業スケジュール

令和7年4月	可児UNICを受皿とした地域クラブ活動を開始
令和7年5月	可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会の開催
令和7年6月	UNIC年会費の徴収
令和7年7月	指導者報酬の支払い（4～6月分）
令和7年7月	二者協議・三者協議の実施
令和7年8月	部活動調査委員会の開催
令和7年9月	可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会の開催
令和7年9月	指導者報酬の支払い（7～9月分）
令和7年12月	可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会の開催
令和8年1月	指導者報酬の支払い（10～12月分）
令和8年1月～2月	学校説明会、入学説明会の実施
令和8年3月	可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会の開催

2.実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の運営実績

①全体に関すること

中学校数	5校	実施した地域クラブ総数	49クラブ
ケース別クラブ数	A：部活動を地域展開した形のクラブ数（及び移行された部活動数）		49クラブ（54部活）
	B：部活動を移行する形態ではない地域クラブ（新たな種目のクラブを新規に創設するケース等）		0クラブ
全体の指導者数	550人 ※内訳：指導者225人・サポーター325人	全体の運営スタッフ数	7人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数 (平日・休日)	実施 時間帯	参加者 (学年別)	実施期間	指導 者数	運営ス タッフ数 (他クラ ブと兼 務)	会費	大会参加方法
中部中・広陵 中合同野球ク ラブ	総合型地域 スポーツクラブ	軟式野球	月4回程度	8:00～18:00 うちの3時間程 度	1年：5人 2年：6人 3年：3人	4月～3月	6人 (指導者5人・ サポーター1人)	2人 (0人)	年会費 1,000円	原則：部活動
蘇南中学校 女子バレー ボールクラブ	総合型地域 スポーツクラブ	バレーボール	月4回程度	8:00～18:00 うちの3時間程 度	1年：17人 2年：15人 3年：5人	4月～3月	22人 (指導者3人・ サポーター19 人)	2人 (0人)	年会費 1,000円	原則：部活動

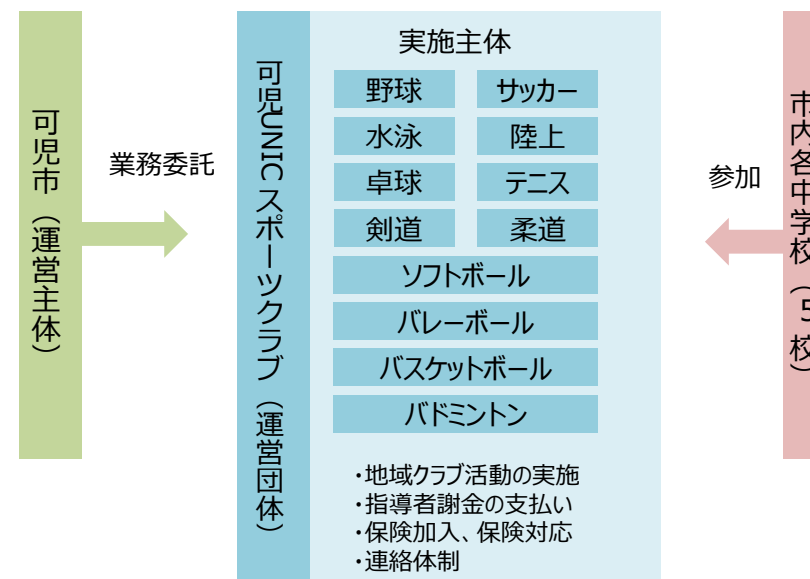
2.実証内容と成果

主な取組例

●可児UNICスポーツクラブ 活動概要

地域クラブ活動で実施した種目	軟式野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、剣道、柔道、サッカー、水泳、陸上、バドミントン
運営団体名	可児UNICスポーツクラブ
期間と日数	4月1日～3月31日 月4回程度
指導者の主な属性	中学校教員、地方公務員、会社員等
活動場所	蘇南中学校、中部中学校 西可児中学校、東可児中学校 広陵中学校 等
主な移動手段	徒歩、自転車、保護者送迎
1人あたりの参加会費等（年額）	1,000円
1人あたりの保険料	スポーツ安全保険 生徒1人あたり：800円/年 指導者1人あたり ：1,850円/年（64歳未満） ：1,200円/年（65歳以上）

●地域クラブ活動を実施する際の運営体制図



●指導者や運営スタッフ等の役割分担等

●地域指導者

役割：教育的な意義を踏まえつつ、部活動顧問と連携しながら、担当種目の技術的指導等を行う。

●運営スタッフ（コーディネーター兼務）

役割：市、学校、地域指導者等と連携を図りながら、地域クラブ活動の管理運営を行うとともに、参画するクラブの登録、生徒・指導者の保険加入、指導者謝金の支払い等の事務を行う。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

取組事項

- 地域展開の受皿として、総合型地域スポーツクラブ「可児UNIC」を中心に地域クラブ活動を推進する。
- 休日部活動の地域展開を進めるにあたり、指導者の確保に加え、施設利用の調整や大会の参加申込・随行等、指導以外の業務についても段階的に地域へ移行できるよう取組む。
- 年4回開催する「可児市ジュニアスポーツ文化活動振興会議準備会」において、関係機関と地域展開の方針や改善策を協議し、日頃から密に連携を図る。
- 施設利用調整、会員登録、出勤簿管理、各種連絡等の効率化を図るため、ICTの導入を検討する。

取組の成果

- 可児UNICには多くの会員が在籍しており、会員登録や保険対応、謝金支払い、指導者との連携等の運営ノウハウが蓄積されている。このため、休日の地域クラブ活動への移行をスムーズに進めることができている。
- 休日の指導体制については、令和7年度から地域指導者を「指導者（技術指導を担当）」と「サポーター（活動支援を担当）」の2区分に整理した。「指導者」は協会派遣の20名を含む225名を確保し、全クラブの98.0%に配置できている。
- 関係機関との連携体制が整っているため、地域展開に係る課題や改善策の検討、情報共有が円滑に行われている。
- 持続可能な運営を目指し、ICTを活用したアプリ導入や施設利用申請のオンライン化等、業務効率化に向けた取組を進めている。

【地域指導者の配置状況】

地域クラブ数	地域指導者配置クラブ数	割合
50クラブ	49クラブ	98.0%
「指導者」登録者数	左のうち協会派遣指導者数	割合
225人	20人	8.8%

今後の取組における課題

- 指導者の確保が困難な状況にあるクラブもあり、その場合には、やむを得ず部活動顧問が引き続き指導を担当しているケースが見られる。今後は、地域指導者の確保や育成を進め、顧問への負担軽減と円滑な地域クラブ活動への展開を図っていく必要がある。

課題への対応方針

- 地域クラブ活動時の見守りや準備・片付け等、補助的支援を担う「サポーター」を配置するとともに、指導者の公募を行う等、持続可能な仕組みづくりに取組む。
- 施設の利用調整や大会の参加申込・随行等、地域展開に伴う事務には多くの課題があるため、ICTの活用や移行可能な事務の精査、具体的な手法の検討を進め、適切に対応していく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



スポーツ庁

取組内容

●取組項目名 ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

コーディネーターの具体的な動きの実績

- 学校や可児UNICを巡回し、課題のヒアリングや助言を行った。
- 準備会の調整を行い、関係団体との連携強化に努めた。また、二者（保護者・指導者）協議及び三者（学校・保護者・指導者）協議で出された意見を踏まえ、制度の見直しを進め、次年度に向けて手引き等の改訂を行った。

地域クラブ活動の運営効率化に向けた取組

- 今後は、地域クラブへの生徒・指導者の会員登録、指導者の出勤簿管理、生徒の年会費徴収等について、アプリケーションを活用し、スマートフォンやパソコンから登録できる仕組みづくりに取組む。従来は手書きやエクセル等でデータを作成し提出していたが、アプリケーションを導入することで、登録事務や管理業務の効率化を図る。

運営団体・実施主体の安全性確保に向けた取組

- 地域クラブ活動への移行にあたっては、受皿となる組織として、個人情報保護法及び文部科学省「部活動の地域移行に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、参加生徒の安全確保と組織運営の透明性を最優先に取組む。持続可能で信頼される運営体制の構築を図るとともに、市が作成する運営マニュアル（地域クラブの手引き）等に基づき、適切に活動を行う。

地域クラブ活動におけるトラブル・事故発生時の対応方針

- 地域クラブ活動で事故やトラブルが発生した際には、参加生徒の安全確保と心身のケアを最優先とする。事案の大小にかかわらず、事実関係を迅速に把握し、組織的かつ適切に対応することで、活動の安全性と社会的信頼の維持に努める。また、事故発生時の具体的な対応については「地域クラブ活動の手引き」に対応フローを明示しており、現場・UNIC・学校・市が連携して対応する体制としている。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

取組事項

- 指導者の確保のために、各種目協会と連携する。また補助的支援を行う「サポーター」の新設や公募による指導者発掘の体制整備を行う。
- 地域指導者の資質向上と部活動改革の方針や教育的意義についての指導者講習会を実施する。

取組の成果

- ソフトテニス、剣道、卓球、柔道の4つの種目協会を通じて、20名の指導者を派遣いただいた。生徒や学校（部活顧問等）からの聞き取りでは、「専門性の高い技術指導が受けられる」、「試合に勝てるようになり楽しくなった」等、満足度の高い声が多く聞かれた。
また、「サポーター」区分の新設により、指導者不在でも保護者等の見守りや補助により継続して活動ができている。
- 指導者講習会については、これまでの対面方式からWEB方式に変更したことにより、講習会に参加しやすい環境を整えることができた。（詳細は、次頁の②参照）

今後の取組における課題

- 地域クラブ毎に参加人数や練習頻度が異なるため、加入状況や活動状況に応じて、必要な地域指導者の数が異なってくる。また、種目によっては分野が多岐にわたり、幅広い知識と技術が求められる。それらの専門的な指導が行える「指導者」の不足を補う取組が必要である。
- 指導者の質の保障として行っている指導者講習会は、利用者の利便性を踏まえ、今後もWEB方式での開催を継続したいと考えているが、①動画等の作成に一定の期間と専門性を要する、②制度等の見直しに素早く対応できない、③内容がマンネリ化する恐れがある等の課題がある。

課題への対応方針

- 地域指導者の量の確保として、引き続き種目協会と連携しながら、指導者公募制度の体制を整え、必要に応じて県人材バンクを活用しながら、指導者公募を実施する。
- 指導者講習の更新の時期や頻度等の検討に加え、公益財団法人可児市体育連盟が行う対面方式での講習会の活用等も行っていく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 イ：指導者の質の保障・量の確保

多様な人材の発掘・配置に向けた取組

- 指導者確保として、各種目協会と連携している。また、保護者等が、補助的支援を行う「サポーター」として登録ができるよう体制を整えた。これにより、各種目協会、中学生期のスポーツ・文化活動の指導に興味がある人や、スポーツ少年団で指導、補助していた保護者等が、地域指導者として活躍ができる環境を整えている。

指導者研修の内容

- 講習内容（YouTube動画）
 - ・可児市における部活動改革の経緯と概要
 - ・地域クラブ活動の運営・実施体制
 - ・部活動の意義や効果
 - ・中学生との向き合い方
 - ・仲間とのかかわり指導
 - ・中学生を支える家族の方との向き合い方
 - ・安全管理
 - ・地域指導者の手引きの説明

指導者研修受講者の声

- ・講習会を対面方式からWEB方式にしたことで、自分の好きな時間に気軽に参加することができた。スマホで受講からeラーニングまで完結することができ、とてもありがたかった。
- ・地域クラブ活動に関する各種手引き等はいただいているが、特に留意いただきたい事項について丁寧に説明いただけたので、制度の理解がさらに深まった。
- ・実際に部活動指導にあっていた先生（OB）からの話で、とても参考になった。特に、仲間や家族との関わり合い等、技術的な指導以外の重要性を再認識することができた。
- ・専門家からの難しい話ではなく、全体的に実務に即した内容だったため、わかりやすかった。

【指導者講習会の参加実績】

- 実施日：令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 実施方法：WEB方式によるeラーニング
(YouTubeで講習動画を視聴した後、
習熟度を測るため、LoGoフォームによるテストを実施。)
- 参加人数：209人（令和7年12月31日現在）

指導者の資格取得促進に向けた取組

- 可児市では、指導者数確保等の観点から、地域指導者の登録条件に指導者の資格に関する要件は特に定めていない。
- しかし、大会参加等で指導者資格の保持を求められたり、指導者の専門知識や安全管理能力に個人差が生じていることがある。今後、指導者が共通の基準で指導にあたれるよう、日本スポーツ協会（JSPO）等の公認資格取得を推奨する仕組みづくりを検討する。具体的には、資格取得のための受講料の公費助成や、資格更新のための継続的な学習の機会の提供について、予算措置等の具体的な検討を進めていく。

平日・休日の一貫指導に関する取組

- 地域クラブでの登録事務、出勤簿管理、情報伝達等々については今後専用のアプリケーションを使用し、利便性の向上や事務の効率化を目指していく。現在、平日の学校部活動を担う教員にもアプリケーションの登録を依頼し、活動内容や生徒の状況を共有することで、平日・休日の一貫した指導を目指す仕組みづくりに取組む。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備

イ：指導者の質の保障・量の確保

ウ：関係団体・分野との連携強化

エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実

カ：参加費用負担の支援等

キ：学校施設の活用等

ク：その他の取組



取組内容

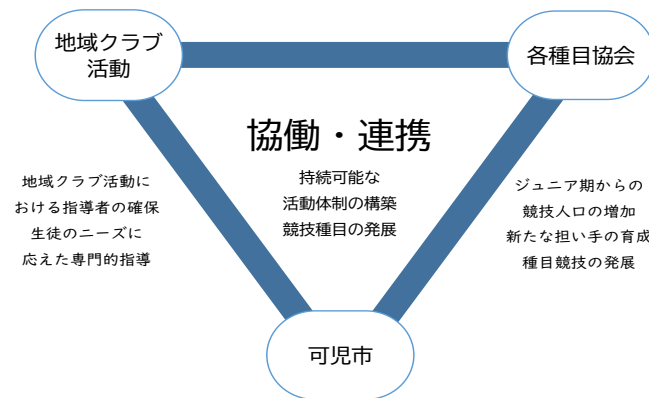
●取組項目名 ウ：関係団体・分野との連携強化

取組事項

- 指導者の確保のために、各種目協会と連携して、地域クラブ活動に指導者を派遣する制度を実施する。

取組の成果

- 「部活動改革の推進」と「種目協会の活性化」の両方を実現できるよう、各種目協会と協議を行い、協働・連携する体制整備を行った。
- 協働・連携体制が構築できた各種目協会から指導者が派遣され、指導者不足の解消につながった。



「部活動改革の推進」と「種目競技の活性化」の両方を実現！！

【配置実績】

- ①ソフトテニス協会
 - ・ 派遣人数 10人
 - ・ 配置学校数 4校
- ②剣道連盟・剣道協会
 - ・ 派遣人数 5人
 - ・ 配置学校数 2校
- ③卓球協会
 - ・ 派遣人数 1人
 - ・ 配置学校数 1校
- ④柔道協会
 - ・ 派遣人数 4人
 - ・ 配置学校数 1校

今後の取組における課題

- 4種目の協会・連盟等から指導者を派遣することができたが、その他の種目においては、派遣する体制が整っていなかったり、高齢化等の課題を抱えている。

課題への対応方針

- 引き続き、体育連盟等と連携しつつ、各種目協会の活性化や競技種目の発展、持続可能な活動体制の構築を目指していく必要がある。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 エ：面的・広域的な取組

取組事項

- 可児市内の中学校に設置しているすべての運動部活動を地域クラブ活動へ展開する。
 - 学校との協議や試行実施から得た結果より、「地域展開を一齐に実施してほしい」との意見であったため、すべての運動部活動を一齐に地域クラブ活動に展開する。
 - ・ 学校部活動 スポーツ系部 54部
 - ・ 地域クラブ活動 スポーツ活動 49クラブ
- ※スポーツ活動は、野球（2校）、女子バレーボール、サッカーの合同チームを部活動は2、地域クラブ活動は1でカウントしていること、1部活（陸上）で地域展開ができていないことにより、スポーツ系の部活動数54から5を引いた49のクラブで地域クラブ活動を実施している。

取組の成果

- 中学校の運動部活動をできるところからでなく、一齐に地域クラブ活動へ展開（1部活は除く）することで、保護者や生徒にもわかりやすい形で地域クラブ活動を実施することができている。
- 活動内容についても、地域クラブ活動は学校部活動を補完する活動と位置付けており、UNICへの加入や休日の指導者等を除き、部活動と大きく変わらない体制としたため、展開に伴い大きな混乱も生じなかった。

市区町村等を越えた取組

- 地域クラブ活動において、「人数不足により単独の学校でチームが組めない」といった場合は、状況に応じて市内外問わず、近隣市町村と連携して、不足している学校同士が協力して合同チームを編成している。チーム編成については、3年生引退時や1年生入部時に見直し、体制整備を行っている。

【他市と合同チームを編成しているもの】 種目：ソフトボール

編成学校：「可児市立蘇南中学校」+「美濃加茂市立美濃加茂西中学校」+「美濃加茂市立美濃加茂東中学校」

※その他に、生徒の持続可能な活動環境整備のため、近隣市町村の体育施設の利用調整や、トラブル時の対応等、市町村を超えて円滑な情報共有や連携に努めている。

今後の取組における課題

- 1つの部活動を地域クラブ活動に展開することができなかった。陸上部は指導者の確保ができなかったことから、学校部活動として活動を継続している。

課題への対応方針

- 陸上に限らず、他の種目においても専門性や分野が多岐に分かれるものがあり、指導者数の確保は大きな課題である。関係者（機関）と協議・調整しながら地域展開を進めていく。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

取組事項

- 地域展開による保護者の経済的負担が高額にならないよう、生徒・指導者のスポーツ安全保険料、指導者謝金は市が負担するが、一定の受益者負担は必要であることから、可児UNICが行う登録業務や事故対応、指導者謝金の支払い等の事務に要する費用として、参加生徒一人あたり年会費1,000円を保護者が負担している。

取組の成果

- 下の表の生徒・指導者のスポーツ安全保険料、指導者謝金に係る費用を、市が全額負担することにより、保護者への経済的負担を軽減することができている。また、年会費1,000円で可児UNIC会員に加入できるため、既存の可児UNICスポーツクラブが運営・実施しているスクールや講座にも参加することができる。多世代・多志向な地域の人たちと、一緒に様々な種目の活動をすることで、地域のつながりを深め、健康的な地域社会を作るための環境を提供している。

指導者謝金 (4月～3月分)	保険料 (生徒1,219名 ・指導者234名分)	合計
9,176,000円	1,513,950円	10,689,950円

今後の取組における課題

- 国の補助制度や市費で補いながらも、持続可能な地域クラブ活動の実施のために、財源確保手段の調査・検討が必要。

課題への対応方針

- 自主財源を確保するため、企業版ふるさと納税やガバメント・クラウドファンディングの調査、検討を行い、今後の活用も視野に入れていく。
- また、既に様々な方法で財源確保に取り組んでいる他自治体の事例や、企業との包括的な連携の可能性等の調査の実施を検討する。

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 カ：参加費用負担の支援等

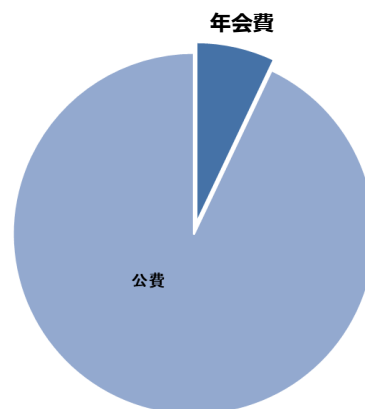
収支バランス

- 収入及び支出の内訳は右の通りである。
- 市が体制整備を行い、地域クラブ活動の運営に係る事務を可児UNICスポーツクラブへ委託している。可児UNICは保険加入や地域指導者への報酬支払、事故の保険手続き対応等を担う。
- 収支バランスについては、生徒（受益者）は年間1,000円の会費で可児UNICへ加入することができ、可児UNICの事務手続きに係る一般管理費を賄ってもらい、指導者報酬や保険料は市が負担することで、保護者の経済的負担を抑えている。
- 困窮世帯への支援については、取組んでいない。

持続可能な運営に必要な受益者負担額の試算

- 地域クラブ活動の受皿として可児UNICスポーツクラブが会員登録、指導者への謝金支払い、保険加入・事故対応等の事務手続きを担っている。
- UNICが行う事務手数料（一般管理経費）として、年会費1,000円を受益者に負担してもらい、生徒及び指導者の保険料金、指導者への謝金については、市が負担（公費）することとした。

【負担額割合】



【収支実績】

●収入

項目	費用	割合
公費	17,696,549円	92.4%
年会費	1,451,000円	7.6%
合計	19,147,549円	—

●支出

項目	費用	割合
人件費	6,107,015円	31.9%
諸謝金	9,176,000円	47.9%
消耗品費	74,743円	0.4%
印刷製本費	671,000円	3.5%
通信運搬費	68,646円	0.4%
雑役務費	85,195円	0.4%
保険料	1,513,950円	7.9%
一般管理費	1,451,000円	7.6%
合計	19,147,549円	—

2.実証内容と成果

ア：関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備
イ：指導者の質の保障・量の確保
ウ：関係団体・分野との連携強化
エ：面的・広域的な取組

オ：内容の充実
カ：参加費用負担の支援等
キ：学校施設の活用等
ク：その他の取組



取組内容

●取組項目名 キ：学校施設の活用等

取組事項

- 「可児市立中学校施設利用の手引き」を作成し、施設利用の各種ルールや注意事項、使用料の減免規程を作成し、運用する。

取組の成果

- 利用可能な施設や日時、利用手順、利用時・利用後の注意点、遵守事項・責任等、活動への配慮事項等を明記した「可児市立中学校の施設利用の手引き」を作成した。
 - 利用料は免除とし、従来学校部活動にて使用していた時間帯はこれまでと同様地域クラブ活動においても優先的に利用できるようにした。
 - 備品の利用範囲や破損・紛失した際の対応等については「可児市中学生期のスポーツ・文化活動指針（学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン）」及び「地域クラブ活動の手引き」に明記して運用している。
- ※「可児市立中学校施設利用の手引き」は学校や地域クラブ活動に配布するとともに、可児市のホームページにて公開している。

今後の取組における課題

- 学校施設の活用は手引きをもとに運営できている。

課題への対応方針

- 今後はスマートキーによる運営や施設管理システムの導入等のDXによる利便性の向上も検討していく必要がある。

学校施設利用上の負担軽減に向けた取組

- 学校部活動で使用していた学校施設を、引き続き地域クラブ活動でも使用できるよう中学校と調整する。地域クラブ活動を行う休日の中学校施設は部活動顧問同士で調整し、保護者会、地域指導者と連携し練習日や練習場所を共有している。また、可児市では、教育上支障のない範囲で、市民のスポーツ活動やレクリエーションの場として小中学校の体育施設を開放する「可児市立小中学校体育施設開放事業」を行っている。

取組① 学校施設使用料金の減免

- ・ 地域クラブ活動及び学校部活動、地域クラブ活動を補完する活動（プラスワン活動）で、上記事業において学校施設を使用する場合の使用料金を、無料（全額減免）としている。

取組② ICTの活用、スマートロックの連携

- ・ 令和7年度に、ICTの活用による学校施設の予約システムの構築を開発中。
- ・ 鍵の受け渡しを安全かつスムーズに行うため、各学校にキーボックスを設置。予約システムと連動したスマートロックの導入を検討中。

用具使用・管理等における取組

- 地域クラブ活動は学校部活動を補完するものとして位置付けて活動している。
- 用具の使用や管理については、引き続き学校部活動と同様、学校備品を使用、保管できるよう学校と調整している。

2.実証内容と成果①

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

可児市における部活動改革は令和3年度に制度設計を行い、令和4年度～5年度の試行実施を経て、令和6年度からすべての運動部活動を対象として、休日の部活動を地域クラブ活動に展開し、5校49クラブ、地域指導者による地域クラブ活動を4月から一斉にスタートした。

生徒が可児UNIC会員となり、総合型地域スポーツクラブを地域展開の受皿とした新たな地域クラブ活動の体制を整備し、会員登録、指導者登録、保険加入、報酬支払、保険対応事務等を可児UNICにより実施することができた。

部活動改革の推進にあたっては、お互いが目的を共有して当事者意識を持ち、良い結果を生み出していく「協働型推進体制」で推進している。

また、指針をもとに「可児市における部活動改革プラン」を作成するとともに、生徒・保護者向けの「地域クラブ活動の手引き」、指導者向けの「地域指導者の手引き」等様々なマニュアルを作成しているが、現場の意見を反映しながら、準備会にて不断の見直しを行い、活動を推進している。

●成果の評価

一斉に休日の部活動を地域クラブに展開したことにより、急激な変化が生徒の活動に影響を及ぼさないよう、部活動顧問の協力のもと、段階的に展開を進めることができた。これにより、各生徒においては、これまでの学校部活動と変わらない活動を行うことができています。

また、本格実施を開始した令和6年度には、教員の休日出勤を前年度に比べ46.8%まで減少させることができた。部活動の地域展開により、明確に教員の休日出勤数を減少させることができ、令和7年度においても、持続可能でより効率的な地域クラブ活動の運営のために、ICTを活用した各種事務のデジタル化の検討や、指導者公募制度の整備等を進めることができ、令和8年度以降の「改革実行期間」に向け、可児市としての地域クラブ活動の推進体制を整備することができた。

●今後に向けて

今後も「休日の部活動」を完全に地域に展開できるように各中学校の地域性や種目ごとにおける課題や問題を整理し、「生徒がやりたい活動ができる中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の実施環境の構築」を行い、「生きる力」の育成を図る。

持続可能な学校部活動・地域クラブ活動の推進体制を構築するため、可児UNICの組織体制の強化や指導者の確保、予算の確保等を継続的に検討・見直ししていく。

また、大会参加・監督・施設利用調整等については、学校が中心となって、段階的に地域クラブに展開できる体制を整備していく。

二者協議・三者協議の結果

●二者協議・三者協議を実施

本市の地域クラブ活動については、令和6年4月より可児UNICスポーツクラブを運営主体として本格実施を開始している。
その中で見えてきた課題や問題について、指導者・保護者による「二者」及び学校・指導者・保護者による「三者」で協議し、協議結果を学校で取りまとめの上、市へ提出している。

●二者協議・三者協議で出された意見等について

①運営体制について

- ・ 部員数が少ないので、今後学校単位で存続できるのか不安。
- ・ 備品の管理について、誰が行うのか不透明。
- ・ 警報が出ている場合の対応マニュアルがあるとよい。等

②指導者について

- ・ 指導者が不足している。指導者がいても今後も続けてもらえるかが不安。
- ・ 指導者を派遣していただき、大変ありがたい。等

③可児UNICスポーツクラブの保険加入等について

- ・ UNIC年会費の支払い方法を振込にしてほしい。
- ・ スポーツ安全保険の個人賠償はどこまで保険で賄うことができるのか。等

④施設利用について

- ・ 体育館使用料を減免していただきありがたい。
- ・ 体育館の予約をするのが大変である。
- ・ 場所取りのマニュアル等があるとよい。等

⑤各種連絡・連携について

- ・ 欠席連絡や急な活動中止等、使いやすいツールがあるとありがたい。
- ・ 顧問、保護者会、指導者と連絡をとりながらできている。等

⑥大会参加について

- ・ 中体連以外の協会主催の各大会について、部活動扱いか地域クラブ扱いかを共通理解を図ってほしい。等

⑦学校関連の事項について

- ・ 学校施設の予約手順がどのようになっているかわかるとよい。
- ・ 生徒玄関の鍵の取り付けを急いでほしい。
- ・ テニスコートの状態が悪いため、改善してほしい。等

⑧その他

- ・ 保護者が活動に関わる機会が増えて、子どもの様子をたまにだけ見る機会が増えたことがありがたい。
- ・ 保護者当番の協力を得られない方があり、今後対応を検討したい。等

2.実証内容と成果③

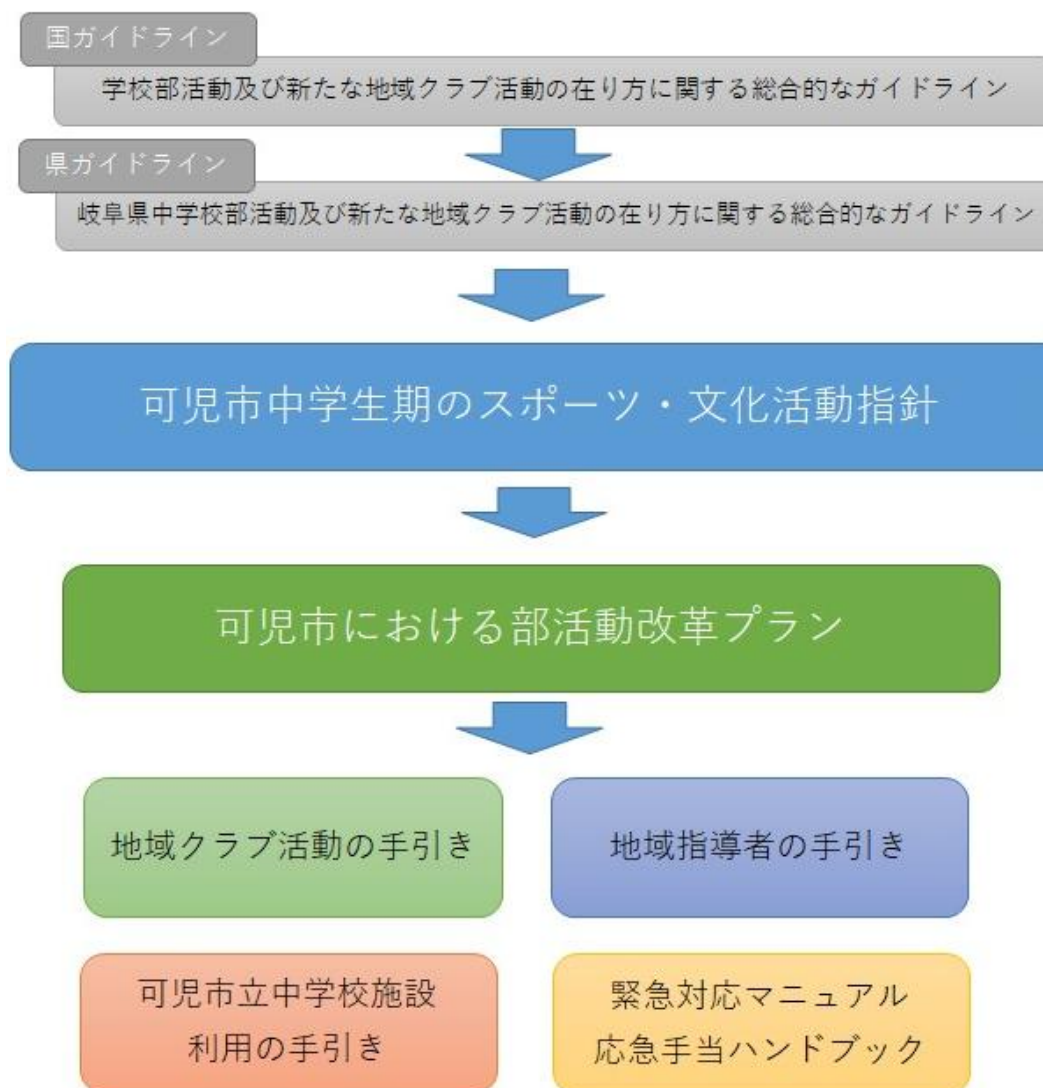
指針・プラン・各種手引きについて

可児市においては、国ガイドライン・県ガイドラインの策定を受けて、令和3年3月に「可児市中中学生期のスポーツ・文化活動指針」を策定し、令和3年度から部活動改革に取り組んでいる。

本指針は中学生期におけるスポーツ・文化活動について、より多くの機会を創出し、多様なニーズに対応した活動ができるよう、市内の中学校の部活動を持続可能なものにするとともに、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形での実施環境の構築を目指し、中学生期のスポーツ・文化活動のあり方に関して定めたものである。

本指針をもとに、「可児市における部活動改革プラン」を作成し、詳細のマニュアルとして「地域クラブ活動の手引き」「地域指導者の手引き」「可児市立中学校施設利用の手引き」「緊急対応マニュアル」「応急手当ハンドブック」を作成し運用している。

地域クラブ活動を実施する中で見えてきた課題や問題に対応するため、各種手引き等を随時見直しながら、部活動改革を推進している。



2.実証内容と成果④

参考資料（活動写真）



【練習風景（サッカー）】



【練習風景（野球）】



【指導風景（男子バスケットボール）】



【指導風景（女子バスケットボール）】

2.実証内容と成果

地域スポーツクラブ活動の実施に至るまでの合意形成プロセス

令和3年度

- 準備会設置
- 部活動調査委員会の設置（教頭会）

アンケート等各種調査、学校協議・調整、課題整理、支援制度・運営体制の検討
→各種手引き・プラン等を作成

令和4年度～令和5年度

生徒・保護者・教員への説明
学校と地域の共同実施【試行実施】をスタート

学校・保護者・指導者の三者協議による試行実施から見えた問題点の整理
→推進内容を見直し

令和6年度～令和7年度

UNICを運営団体とした【本格実施】をスタート
三者協議によるPDCAの実施

令和8年度

UNICによる地域クラブへの完全展開

●ステークホルダー

学校、保護者、UNIC事務局、体育連盟、種目協会、アーラ、文化団体、地域指導者、教育委員会、市長部局（事務局：市民文化部文化スポーツ課）

●経過

令和3年度に準備会を設置し、支援制度や運営体制の検討を行うとともに、学校との連携を密とするために部活動調査委員会（教頭会）を設置し、調査・協議・検討を行い、指針や各種手引きを作成した。令和4～5年度の2か年は、学校部活動と地域クラブ活動（保護者会主体）にて共同実施を行い、試行的に地域クラブ活動を実施した。試行実施の結果を踏まえて、準備会・部活動調査委員会にて検討を行った結果、総合型地域スポーツクラブ（可児UNICスポーツクラブ）を受皿とした実施体制を整備するとともに、地域クラブ・学校利用・指導者等の手引きを作成し、運営団体を可児UNICとした体制で令和6～7年度にて本格実施。

●実施内容

市内5中学校の部活動を主体とした地域クラブを設置し、休日の指導部分を地域指導者に展開した地域クラブ活動をスタートした。（令和6年4月開始）

●実施にあたって生じた課題

「指導者不足」「持続可能な指導者の確保」が最も大きな課題である。各種目協会とも協議し指導者を派遣してもらっているが、依然として指導者が不足している。また、指導者が少ないため負担も増大している。

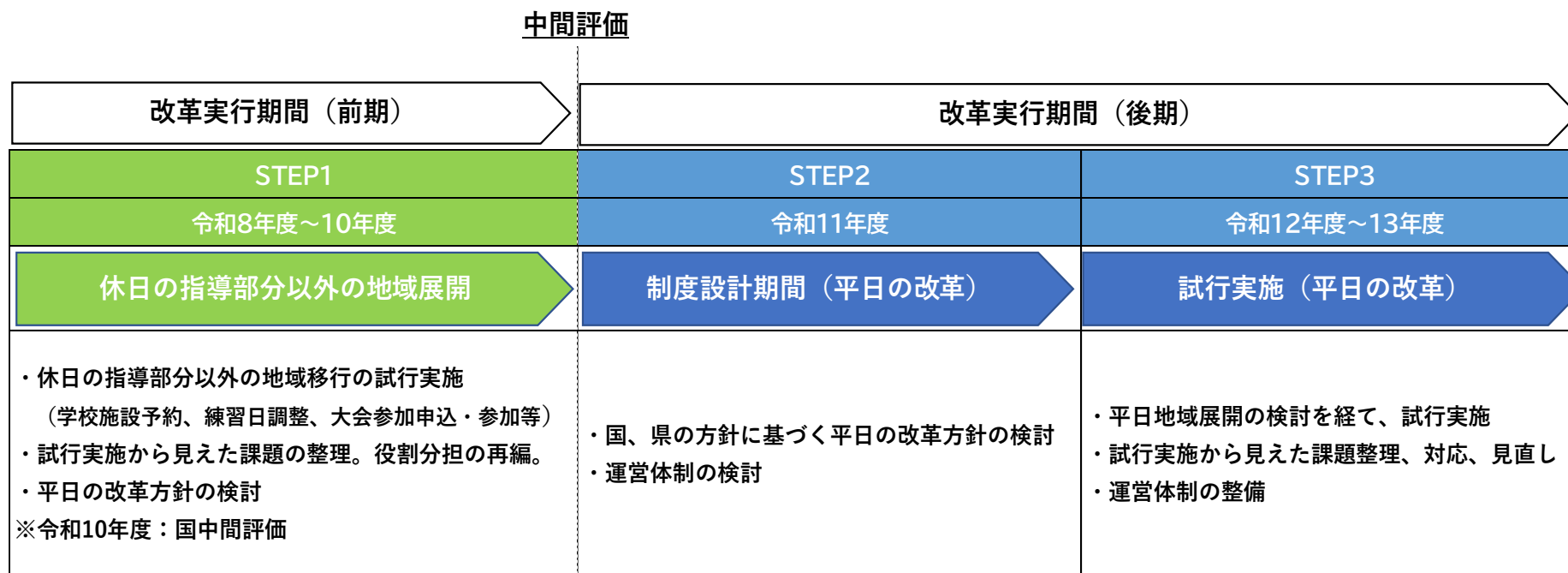
他にも「謝金や交通費、資格手当等の予算確保」「スマートキーの導入」「学校との連携方法」「大会等の参加」「合同チーム・拠点校」「運営体制」等も課題である。

●今後の展開

部活動改革自体が発展途上であるため、学校・保護者・指導者による三者協議をすべてのクラブで実施し、現場の意見や提案をもとに、不断の見直しを行い、改革を進めていく。

3.今後の方向性

地域連携・地域展開の推進に向けたロードマップ



まずは、「休日の部活動」を地域クラブに展開！！

- ・ 国のガイドラインに示す令和8年度～10年度において、「休日の指導部分以外」の地域展開に取り掛かる。指導者公募による指導者の確保や、ICTを活用した会員管理、指導者報酬の集計、施設予約のオンライン化による練習日調整の地域展開等、学校と引き続き密に連携しながら、まずは、「休日の部活動」を段階的に地域へ展開していくことを目指す。